

東海市男女共同参画基本計画

東海市男女共同参画プランⅢ

個性を認め合い いきいきと活躍できるまち

平成28年度 ~ 平成37年度

東海市

はじめに

本市では、「東海市男女共同参画プランⅡ」を平成18年3月に策定し、「みんなの個性と能力を發揮できるまち とうかい」をテーマに、男女共同参画の推進に向けた取り組みを行ってきました。

近年、全国的な人口減少と少子・高齢化の進行により、労働人口の減少、家族形態の多様化など、社会情勢は大きく変化しています。これらの変化に適切に対応し、持続可能な社会をつくるため、互いに個性を認め合い、性別に関わらずいきいきと活躍することのできる男女共同参画社会の実現が一層重要になっています。

このたび、「東海市男女共同参画プランⅡ」の計画期間が終了するにあたり、社会情勢の変化や新しい課題に対応するため、これまでの取り組み成果や東海市の現状、国・県の動向を踏まえ「東海市男女共同参画プランⅢ」を策定いたしました。

今回の計画では、「個性を認め合い いきいきと活躍できるまち」をテーマに、性別などに関わらずそれぞれの個性を活かし、多様な生き方、働き方ができる社会の実現を目指していきます。男女共同参画の推進のためには、社会全体で取り組むことが必要です。市だけでなく市民や事業者の皆様と協働・連携をし、男女共同参画社会実現のため必要な事業・施策を進めてまいります。

結びに、計画の策定にあたり、アンケート等により貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様をはじめ、積極的に審議していただきました男女共同参画審議会委員の皆様、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成28年3月
東海市長 鈴木 淳雄



目 次

第1章 計画策定の背景

- 1. 世界・国・県及び東海市の動き ----- 1
- 2. 東海市の現状 ----- 3

第2章 計画の概要

- 1. 計画策定の趣旨 ----- 18
- 2. 計画の名称と位置付け ----- 19
- 3. 計画の期間と対象 ----- 20
- 4. 計画の基本理念 ----- 21
- 5. 基本目標 ----- 22
- 6. 施策体系 ----- 23

第3章 基本目標と施策

- 基本目標1 だれもが多様な生き方・働き方を選択できている ---- 24
- 基本目標2 だれもが互いに理解・尊重し合えている ----- 28
- 基本目標3 地域・職場などあらゆる場への参画ができている ---- 30
- 基本目標4 だれもが安心して快適に暮らしている ----- 34

第4章 計画の推進 ----- 38

参考資料

資料1	成果指標の算出方法	-----	40
資料2	男女共同参画社会基本法	-----	42
資料3	東海市男女共同参画推進条例	-----	47
資料4	東海市男女共同参画審議会	-----	50
資料5	東海市男女共同参画推進本部・推進会議	-----	55
資料6	東海市男女共同参画基本計画の策定経過	-----	57
資料7	女性活躍推進法	-----	59
資料8	DV防止法	-----	67
資料9	用語説明	-----	77

第1章 計画策定の背景

1. 世界・国・県及び東海市の動き

(1) 世界の取り組み

国際連合では、国連憲章や世界人権宣言で性差別の解決を重要な問題と位置付け、1975年（昭和50年）に「国際婦人年世界会議」（メキシコシティ）で「世界行動計画」を採択して以来、女性の地位向上に向けての取り組みを展開してきました。

2005年（平成17年）には、第49回国連婦人の地位委員会（通称 北京+10）が開催され、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。

国連の女性関係機関が2011年（平成23年）に統合・強化され、「ジェンダー^{※1}平等と女性のエンパワーメント^{※2}のための国連機関（UN Women）」が設置され、活動を開始しています。

(2) 国の取り組み

わが国では、国際的な取り組みに呼応して、男女共同参画社会^{※3}の実現を目指し様々な取り組みが進められてきました。

「国内行動計画」を昭和52年に策定、「女子差別撤廃条約」を昭和60年に批准し、翌年には「男女雇用機会均等法^{※4}」が施行されました。

また、「男女共同参画社会基本法^{※5}」が平成11年に施行され、翌年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。平成13年には「男女共同参画会議」や「男女共同参画局」が設置されるなど推進体制の強化が図られるとともに、「DV防止法^{※6}」が平成13年に施行されました。

「男女共同参画基本計画（第2次）」が平成17年に、男女共同参画会議からの答申を踏まえ、実効性のあるアクション・プラン^{※7}を目指した「第3次男女共同参画基本計画」が平成22年に策定されました。さらに、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性活躍推進法^{※8}」が平成27年9月に施行され、同年12月には、男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の活躍などに視点をおいた「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みが進められています。

(3) 県の取り組み

愛知県では、「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が平成13年3月に策定され、平成14年3月に制定された「愛知県男女共同参画推進条例」により、男女共同参画施策を推進するための基本的な方向性が示されました。その後、平成23年3月に「あいち男女共同参画プラン2011 - 2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定されました。

平成28年3月には、社会経済情勢の変化や国の「第4次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みが進められています。

(4) 東海市の取り組み

本市では、女性問題の解決のため、昭和62年に各種女性団体の代表者や有識者による「婦人問題懇話会」を設置し、提言された女性問題の市民意識の向上、健康と福祉の充実、社会参加の促進の3項目について審議するとともに、女性問題啓発誌の刊行、女性意識調査の実施、女性のつどいや女性シンポジウムの開催などに取り組んできました。

その後、平成5年には「女性行動計画策定委員会」を組織し、市民と市が協力して男女平等意識の向上、女性の自立と社会参加の促進、女性の健康とやすらぎの向上を基本目標とした女性行動計画「とうかい女性プラン～女と男がともに生きる社会をめざして～」(平成7年度～16年度)を策定し、男女共同参画の推進に努めてきました。

平成15年4月には、市内の女性団体から「とうかい男女共同参画推進条例市民案」が提出されるとともに、平成16年3月に東海市男女共同参画懇話会から「男女共同参画推進条例の基本的考え方について」の提言を受け、平成16年9月に、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市・市民・事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めた「東海市男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成18年3月には、平等・参画・快適を基本理念とした「東海市男女共同参画プランⅡ～みんなの個性と能力が発揮できるまち とうかい～」を策定し、市民・事業者・市などが協働して進めること、男女共同参画の各施策について、その進み具合を確認しながら総合的・計画的に推進することなどを基本として、男女共同参画に取り組んできました。

2. 東海市の現状

(1) 人口・世帯の状況

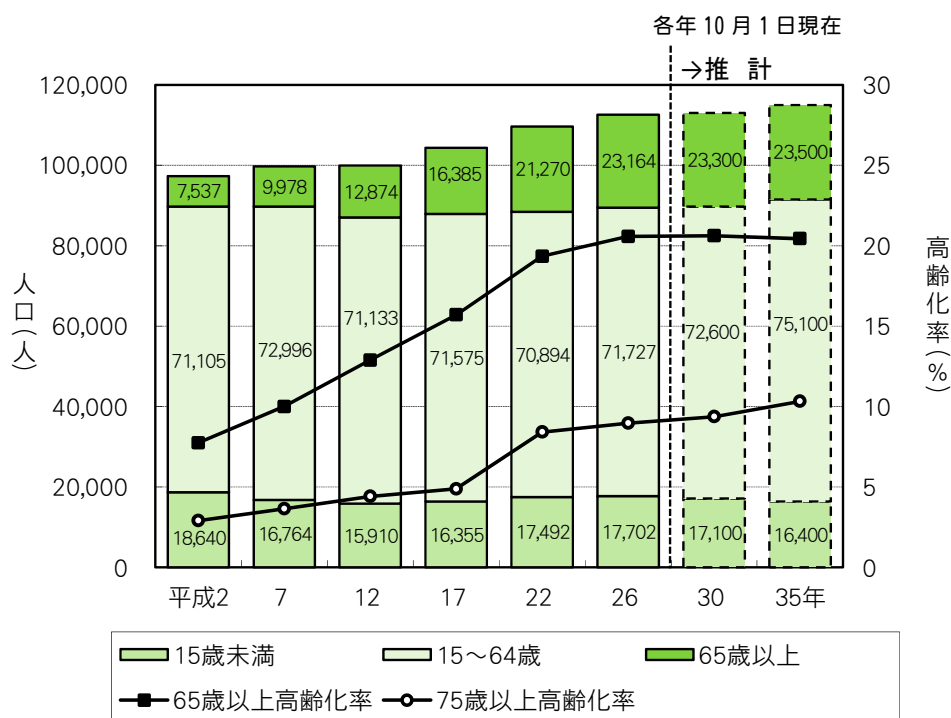
本市の人口は、全体として増加傾向が続いているものの、少子・高齢化が進行しています。一方、生産年齢人口（15歳～64歳）は維持されており、今後もしばらくはその傾向が続くものと思われます。年齢別では、20歳～40歳代の、特に男性の人口割合が多く、鉄鋼業を中心とした産業立地の特徴が表れています。

世帯数については全体として増加傾向にあります。核家族世帯と単身世帯の増加が進み、世帯の小規模化が進んでいます。また、高齢単身者世帯や高齢夫婦世帯も増加しています。

少子・高齢化に伴い、東海市においても全国で進みつつある労働力不足の問題が予測されること、また、社会保障費の負担増加が懸念されることから、女性や高齢者など様々な人が経済活動や社会参加の担い手となることが期待されています。

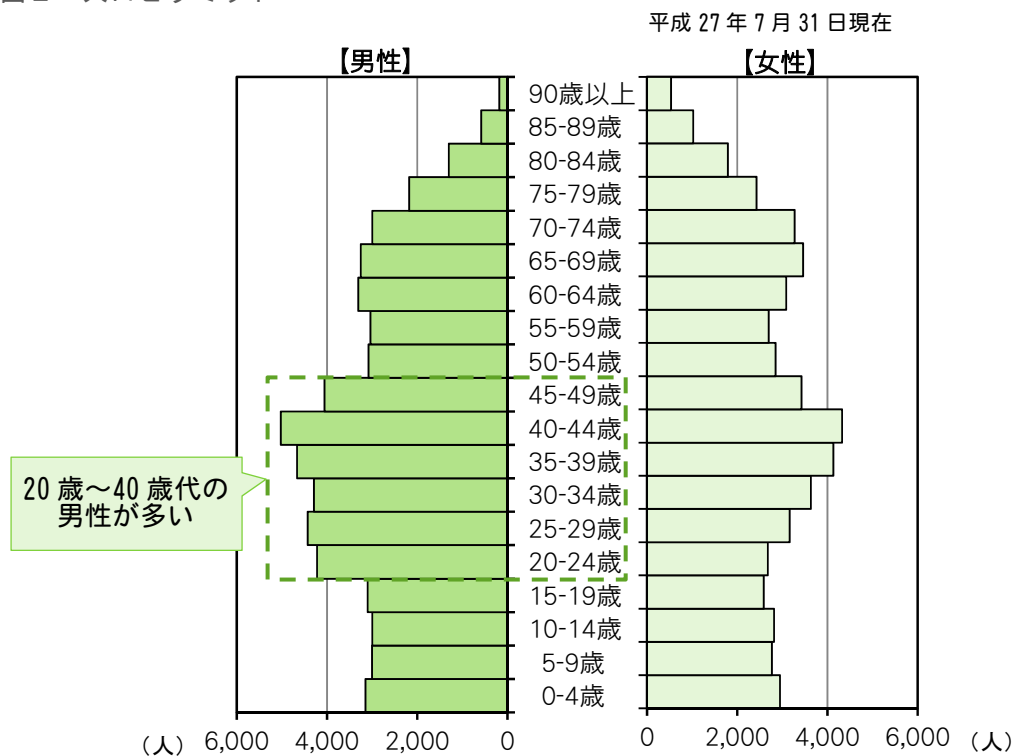
また、これまで家庭で女性が中心に担っていた家事、子育て、介護などの役割を、男女が協力し合って行っていくとともに、市民・事業者・市など社会全体で支え合うことが必要となっています。

図1 年齢3区分別人口の推移



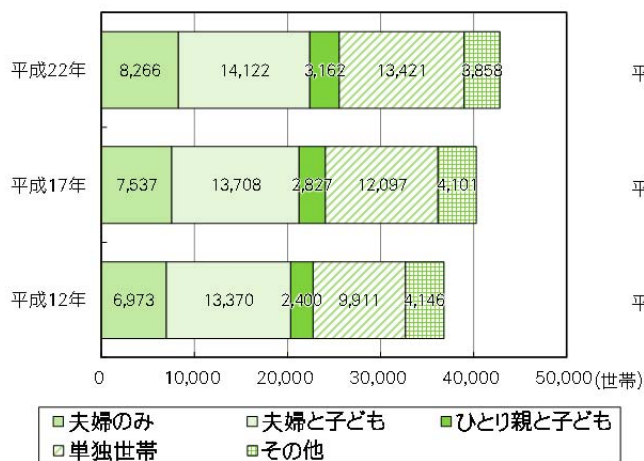
資料：国勢調査（平成2年～22年）、住民基本台帳（平成26年）
第6次総合計画による推計値（平成30年・35年）

図2 人口ピラミッド



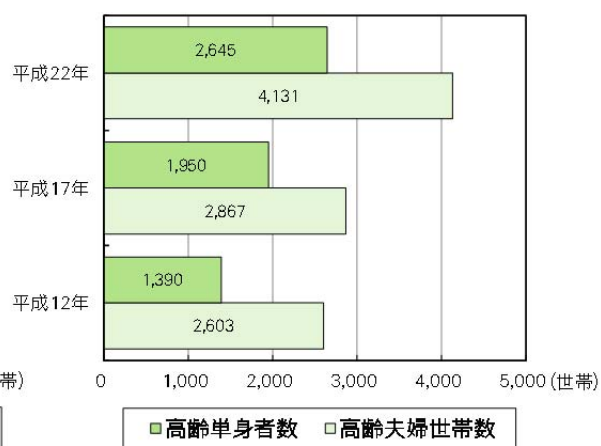
資料：住民基本台帳

図3 家族類型別一般世帯数の推移



資料：国勢調査

図4 高齢単身者世帯・高齢夫婦世帯数の推移



資料：国勢調査

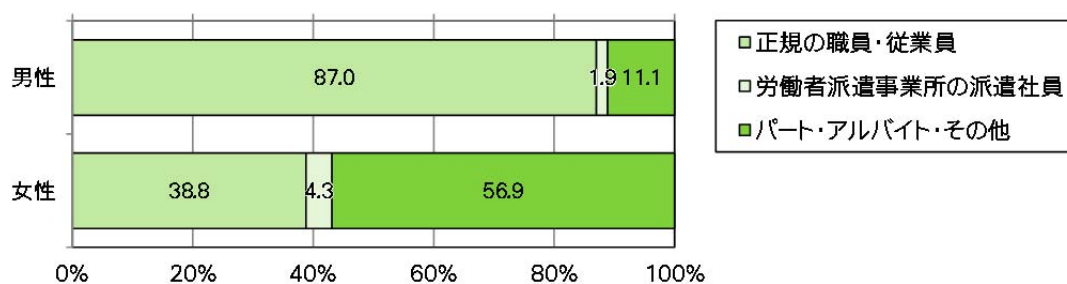
(2) 就労・職場の状況

男女別雇用者の雇用形態をみると、男性では正規職員・従業員が87%と県や国より高い割合となっていますが、女性では正規職員・従業員が約39%と県や国より低くなっており、パート・アルバイトが過半数を占めています。

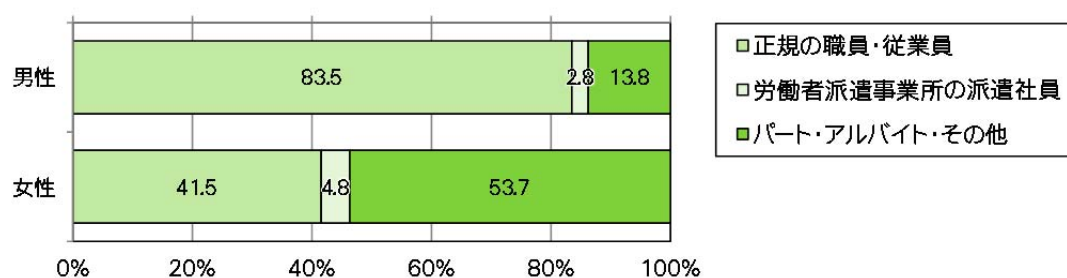
また、本市の女性の年齢別労働力率をみると、この10年でM字カーブ※⁹が改善されつつありますが、依然として20歳代後半から40歳代前半にかけての労働力率は低くなっています。また、県や国と比較すると、25～34歳の女性の労働力率が低くなっています。

図5 男女別雇用者の雇用形態

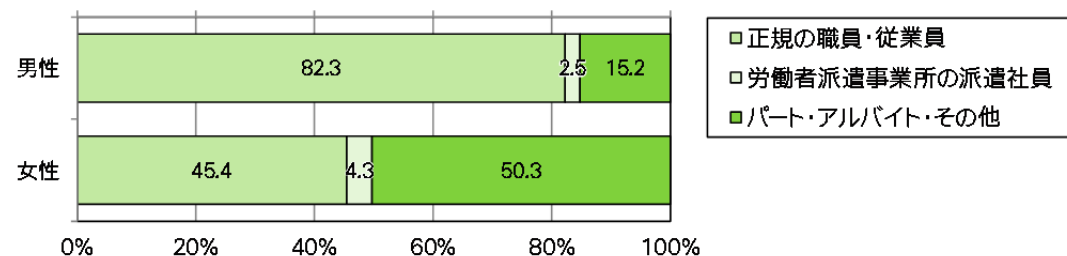
【東海市】



【愛知県】



【国】

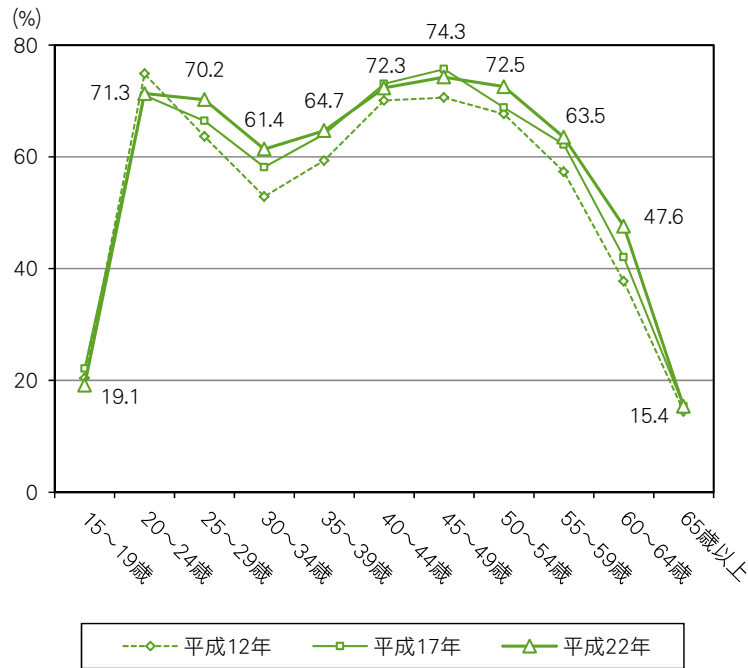


資料：国勢調査（平成22年）

図6 女性の年齢階級別労働力率の推移と愛知県・国との比較

※労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合。労働力状態「不詳」を除く。

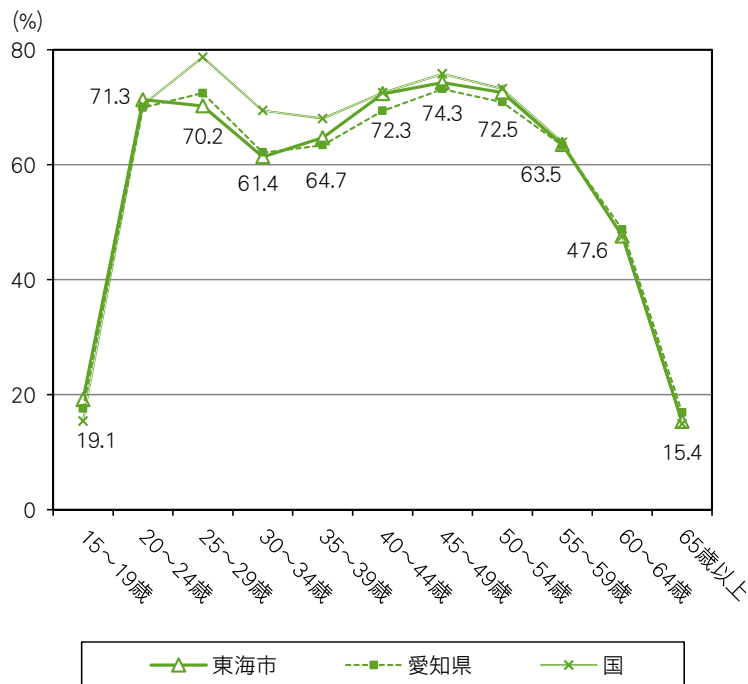
【東海市】



※数値は平成22年の値

資料：国勢調査

【愛知県・国との比較】



※数値は東海市の値

資料：国勢調査（平成22年）

(3) 家庭における子育て・介護の状況

本市の合計特殊出生率※10は1.82(平成26年)で、県や国と比較して高い状況です。

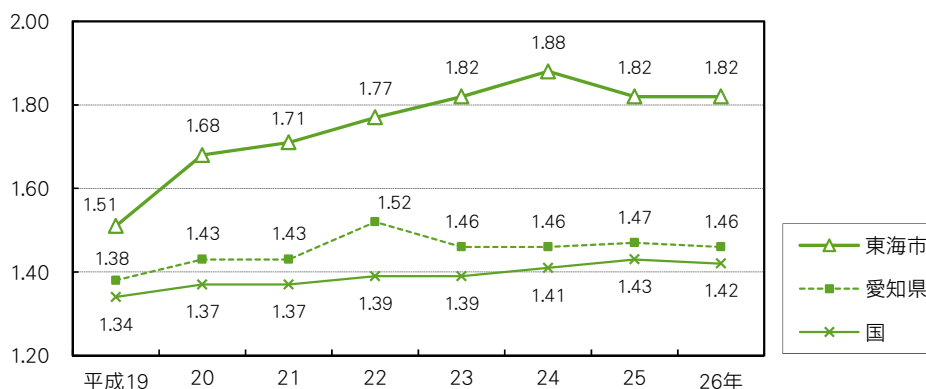
市内には18か所の公立保育園があります。入所児童数は増加傾向にあり、共働き世帯の増加に伴って、特に0～2歳児の入所が増加しています。

そのほか、現在、市内に5か所の私立幼稚園があり、3～5歳児については、保育所より多くの児童に利用されています。

また、就労などにより、保護者が昼間に家庭にいない小学生の放課後の居場所として、市内12小学校の校内及び民間施設で「放課後児童健全育成事業」を実施しており、就労する女性が増えたことにより、今後、登録者数の増加が見込まれています。

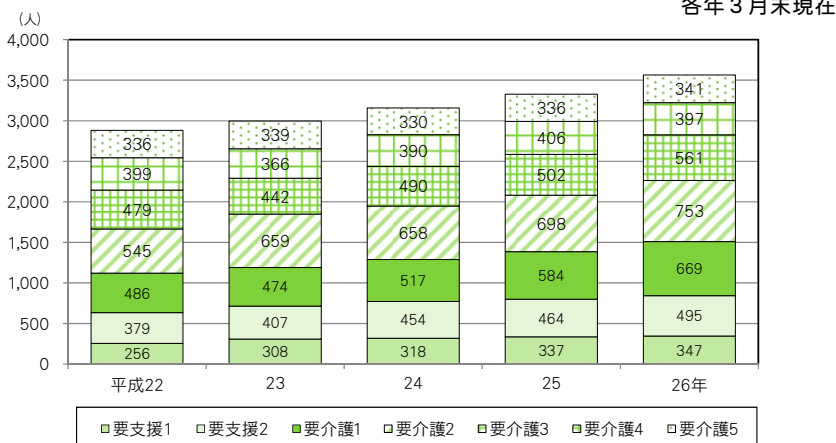
介護については、市内の要支援・要介護認定者数の増加傾向が続いています。今後も高齢化の進行による増加が予測される一方で、家族の小規模化が進行しており、家族で介護を担うことへの負担が一層大きくなることが推測されます。

図7 合計特殊出生率の推移



資料：半田保健所

図8 要支援・要介護認定者数の推移(東海市)



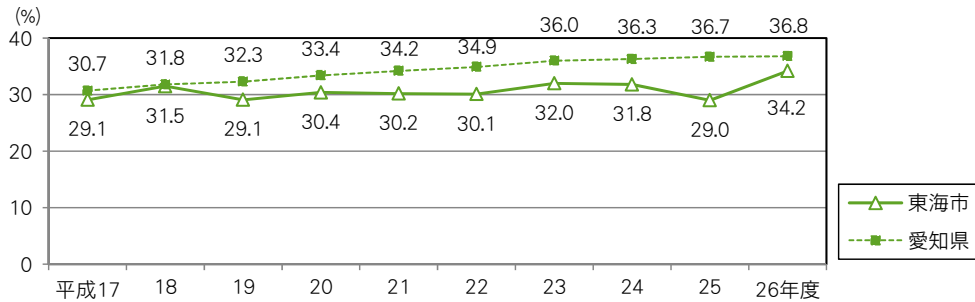
資料：知多北部広域連合

(4) 女性の参画の状況

本市の審議会など委員への女性登用率は、横ばいの状況であり、県と比較して低くなっています。一方で、市の管理職に占める女性職員の割合は上昇傾向にあり、参画拡大が進んでいます。

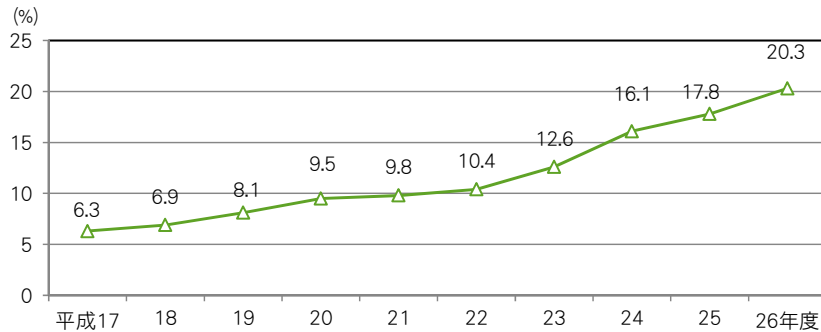
事業所の管理職に占める女性社員の割合は、横ばいの状況であり、国と比較して大きく下回っています。

図9 審議会など委員への女性登用率の推移



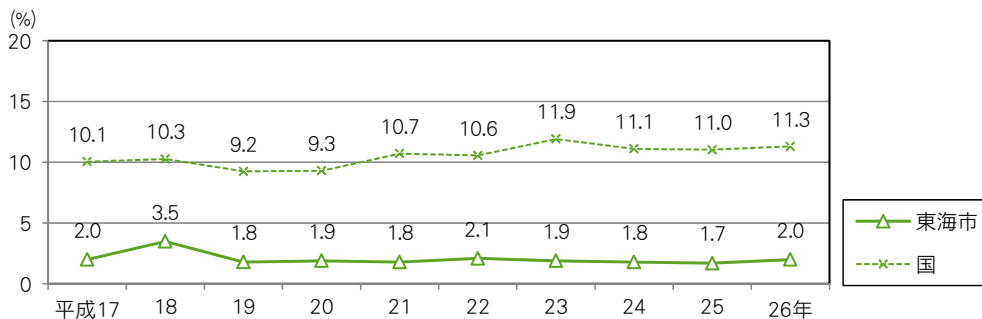
資料：東海市、愛知県県民生活部

図10 市の管理職に占める女性職員の割合の推移



資料：東海市

図11 事業所の管理職に占める女性社員の割合



※東海市は、事業従事者30人以上の市内対象事業所における管理職（管理・監督に携わる者：課長級相当以上の者）の女性割合。国は管理職業従事者における女性割合

資料：東海市男女共同参画に関する意識調査〔事業所〕、労働力調査

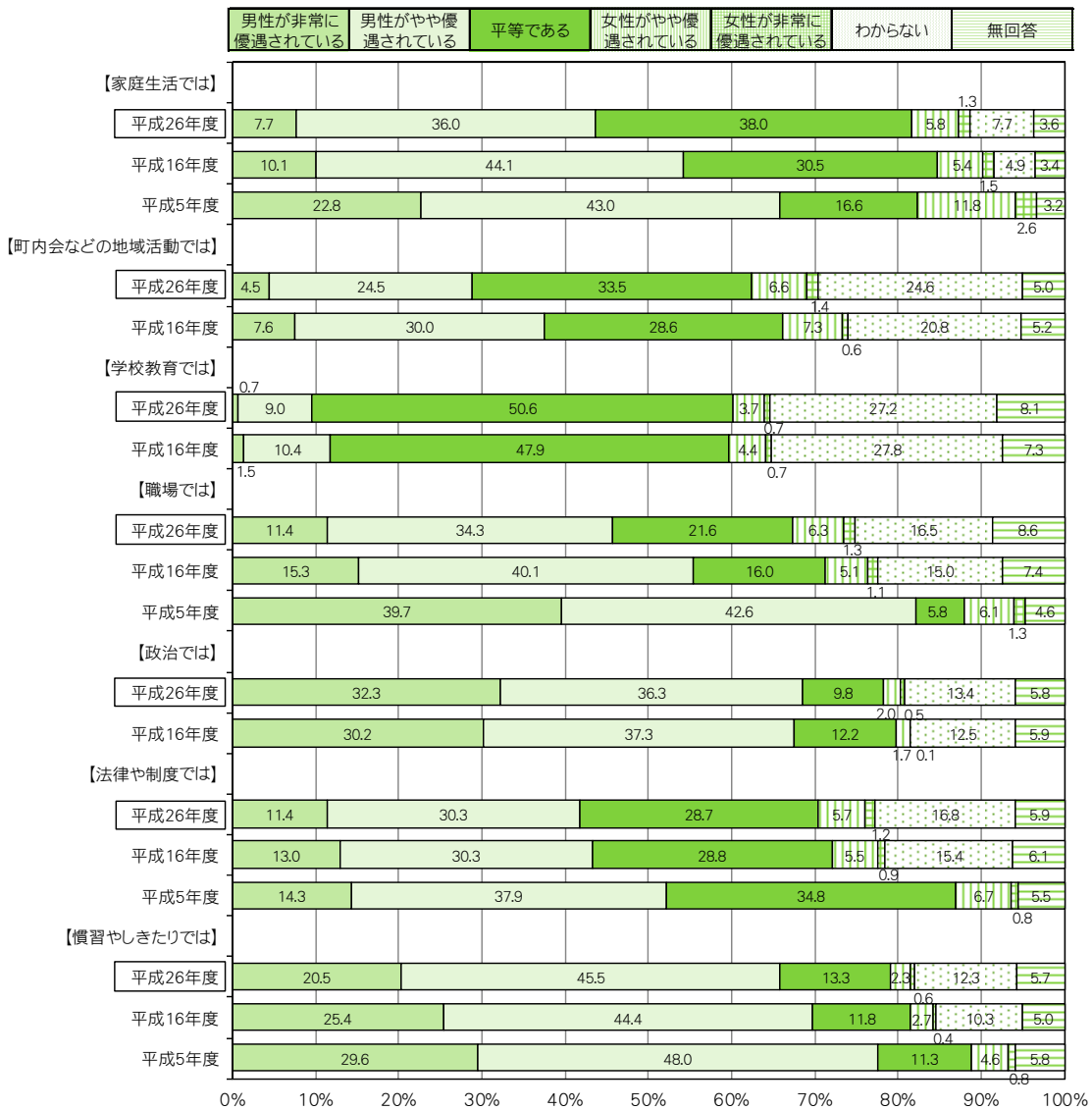
(5) 市民の男女共同参画に関する意識

① 男女の地位の平等感

7つの分野における男女の地位の平等感について、「学校教育」では約5割の人が平等と感じています。一方、「政治」や「慣習・しきたり」では6割以上の方が「男性優遇」を回答しています。「政治」を除く分野においては、過去と比較して「男性優遇」を感じる割合が減少しています。

「家庭生活」や「職場」では、男性優遇感が緩和されていますが、「政治」ではあまり変化がみられません。

図12 社会や生活の中での男女の地位の平等観

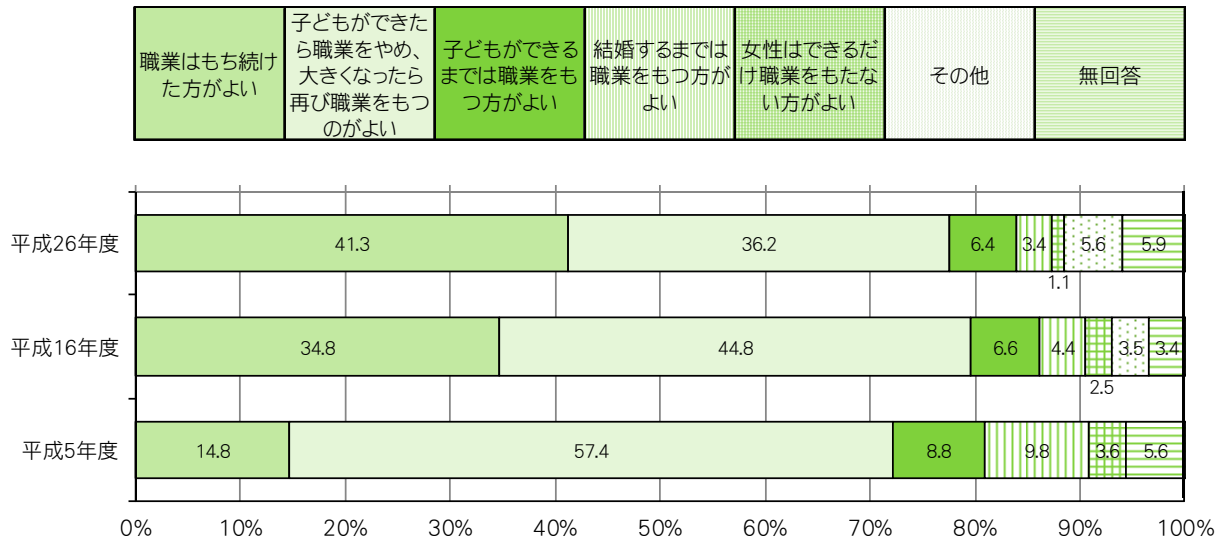


資料：東海市男女共同参画に関する市民意識調査

② 女性が職業をもつことに対する考え

女性が職業をもつことに対しては、約4割がもち続けた方がよいと考えています。過去と比較すると、「職業はもち続けた方がよい」と思う人が増え、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつのがよい」が減っています。

図13 女性が職業をもつことに対する考え

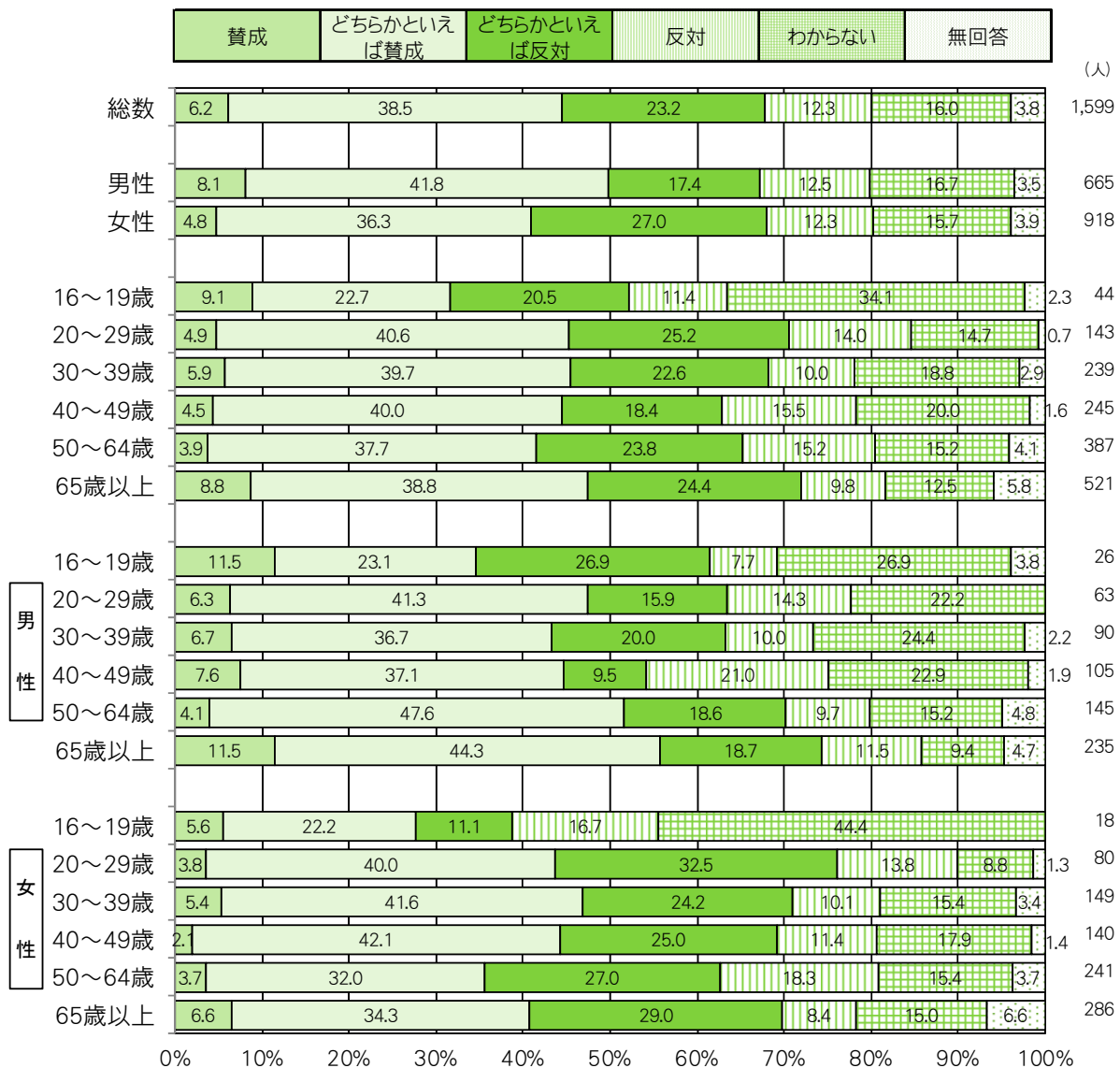


資料：東海市男女共同参画に関する市民意識調査（平成26年度）

③ 固定的性別役割分担^{*11}意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、賛成派が反対派を上回っており、賛成派は男性20歳代と50歳以上で多くなっています。一方で、県や国と比較すると、賛成する人の割合が低くなっています。

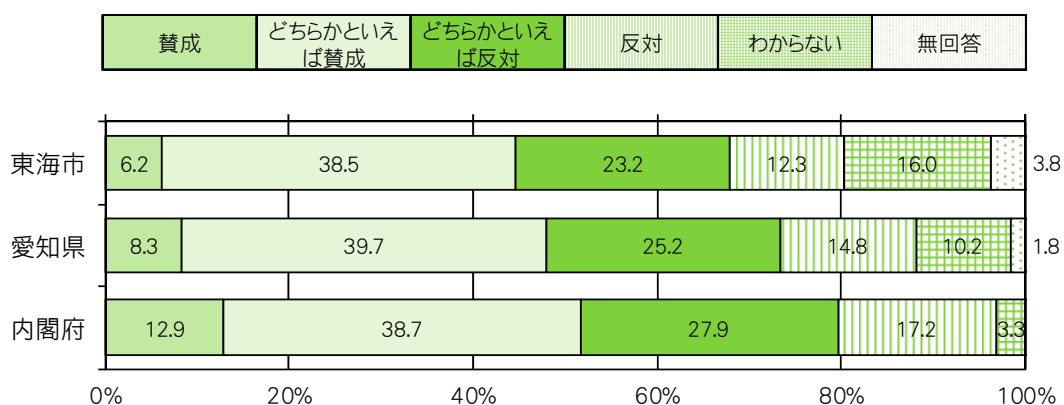
図14 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する意識



資料：東海市男女共同参画に関する市民意識調査（平成26年度）

図 15 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する意識の愛知県・国との比較

【愛知県・国との比較】



資料：東海市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 26 年度）

ポイント

「男女共同参画社会」ってどうして大事なの？

これまでの取り組みにより、男女共同参画の意識の改善や女性の社会進出などが進みつつありますが、固定的性別役割分担の意識や、女性の退職理由に結婚や妊娠・出産・子育てが高い割合を占める状態が続いています。また、少子・高齢化の進行、人口減少社会の到来、核家族世帯や単身世帯の増加など、家族や地域社会の変化や就労形態の多様化など、社会情勢も大きく変わりつつあります。

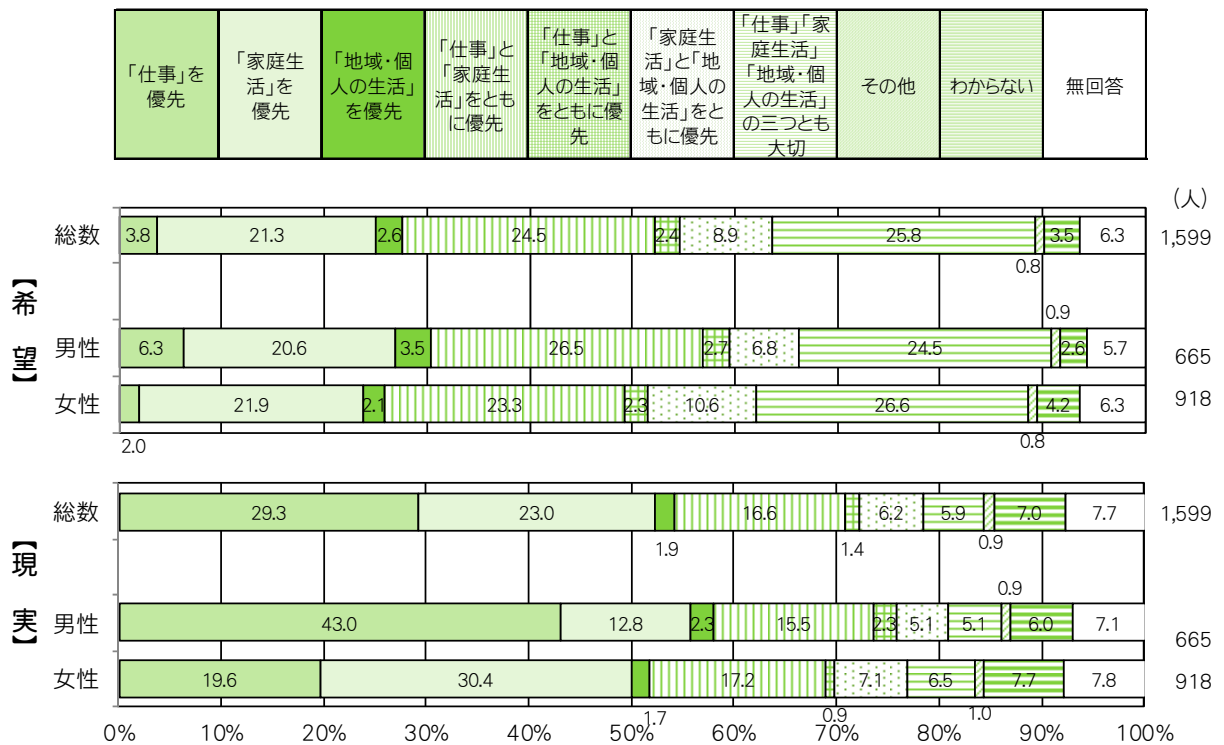
このような社会情勢の変化や新しい課題に対応し、市民・事業者・市が協働して男女共同参画の取り組みを推進していくことが必要となっています。

④ ワーク・ライフ・バランス^{※12}について

生活の中で優先しているものとして、希望としては、「仕事と家庭生活と地域・個人の生活の三つとも」や「仕事と家庭生活ともに」と考えている人が多くなっていますが、現実としては、「仕事」を優先している人が多く、希望と現実とのギャップがある状況です。

現実としては、男性は「仕事」を優先し、女性は「家庭生活」を優先している人が多くなっています。

図 1 6 生活の中で優先したいものと実際に優先しているもの

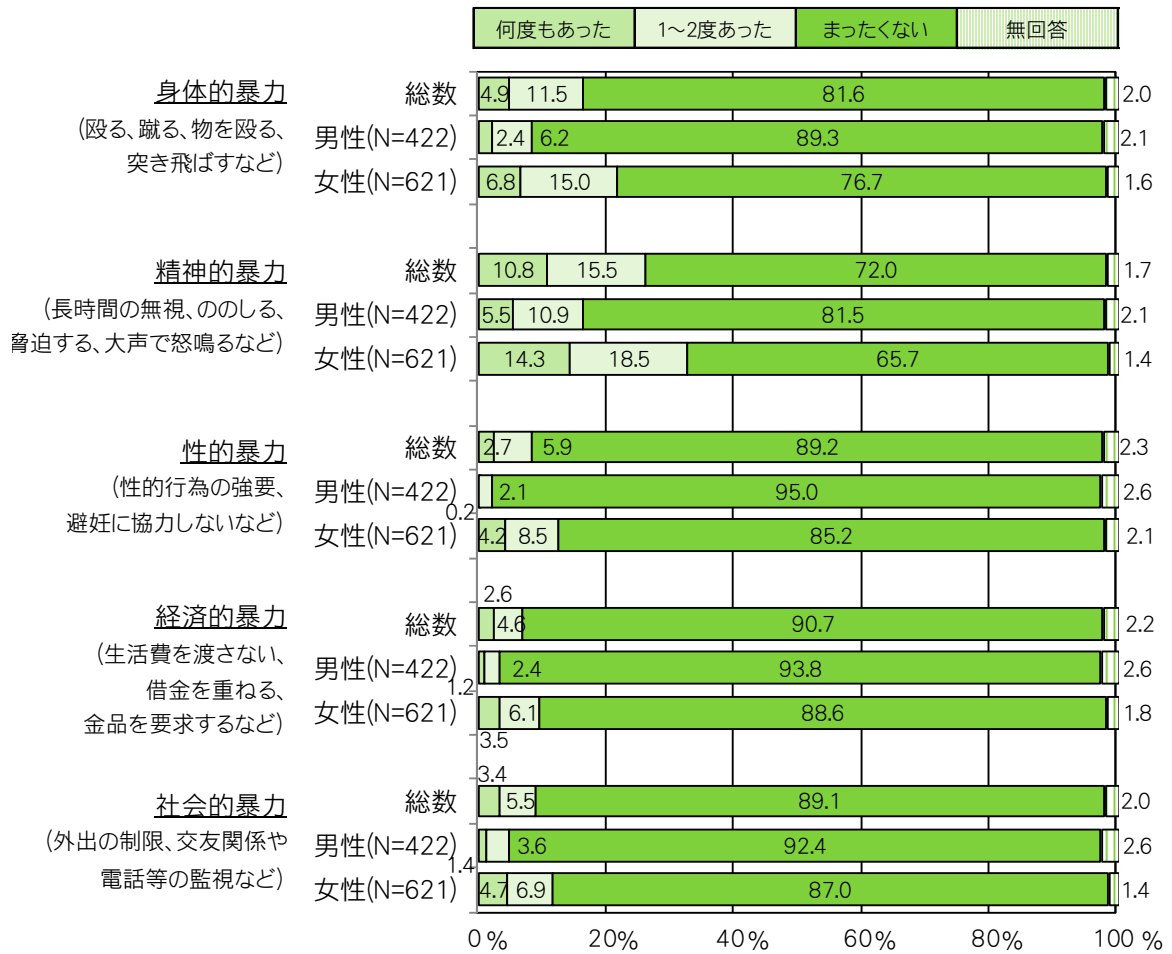


資料：東海市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 26 年度）

⑤ドメスティック・バイオレンス（DV）※13について

配偶者や交際相手からの暴力の経験がある人は、精神的暴力で約26%、身体的暴力で約16%となっており、全体を通して男性より女性の方が多い状況です。

図17 DVを受けたことのある人の割合



資料：東海市男女共同参画に関する市民意識調査（平成26年度）

(6) 市内の事業所の状況

① 平均年齢・勤続年数

市内対象事業所の従業員の平均年齢は、男性44.2歳、女性41.6歳で、男性の方がやや高くなっています。

また、平均勤続年数は、男性13.8年、女性11.1年と、男性の方がやや長くなっています。

表1 市内事業所における従業員の平均年齢・平均勤続年数

	男性	女性	全体
平均年齢	44.2歳	41.6歳	42.7歳
平均勤続年数	13.8年	11.1年	12.9年

※市内対象事業所とは、事業従事者30人以上の市内事業所133社のうち、アンケートに回答した56事業所

資料：東海市男女共同参画に関する意識調査〔事業所〕（平成26年度）

② 育児・介護休業の取得状況

市内対象事業所における平成25年度中の女性正社員の育児休業取得率は98.4%である一方、過去5年間における男性正社員の育児休業取得率は2.4%となっています。

また、過去5年間において介護休業を取得した人は、男女ともに5人ずつとなっており、特に従業員規模が大きな事業所で介護休業の取得者が多くなっています。

表2 市内事業所における育児休業の取得状況

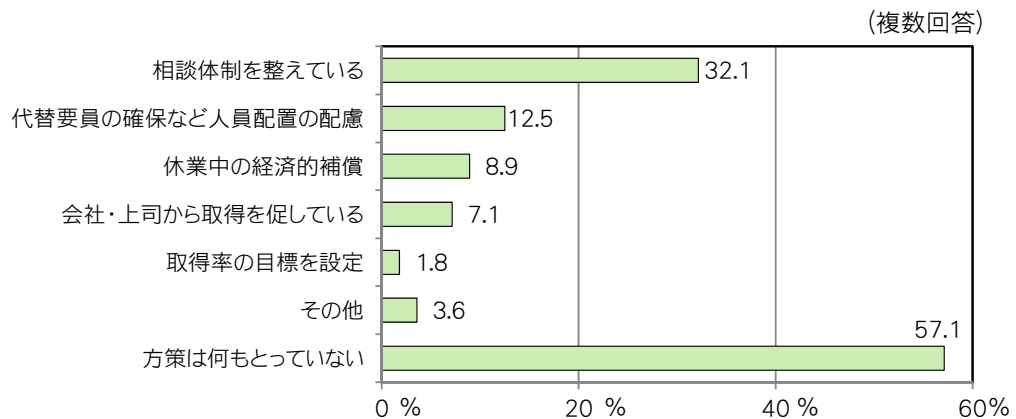
	対象者	育児休業 取得者数	育児休業 取得率
女性 (平成25年度)	62人	61人	98.4%
男性 (平成21～25年度の5年間)	621人	15人	2.4%

資料：東海市男女共同参画に関する意識調査〔事業所〕（平成26年度）

③ 男性の育児・介護休業取得のための方策

男性の育児・介護休業取得のための方策としては、相談体制の整備、人員配置の配慮などが多くなっています。一方で、約57%の事業所は「方策を何もとっていない」と回答しており、事業所の取り組みにおいて二極化が見られます。

図19 男性の育児・介護休業取得率向上のためにとっている方策

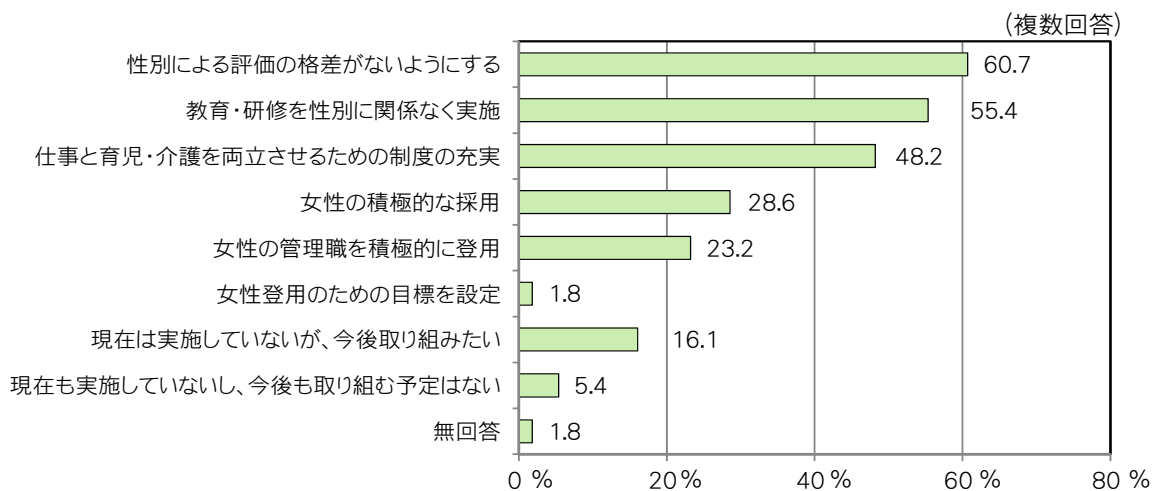


資料：東海市男女共同参画に関する意識調査〔事業所〕（平成26年度）

④ 女性の活用のための取り組み

女性活用の取り組みとしては、性別による評価の格差是正、教育・研修を性別に関係なく実施、仕事と育児・介護を両立させるための制度の充実などが多くみられます。現在は実施していないが、今後取り組みたい事業所が約16%ある一方で、今後も取り組む予定はない事業所も約5%ある状況です。

図20 女性の活用に関する取組状況

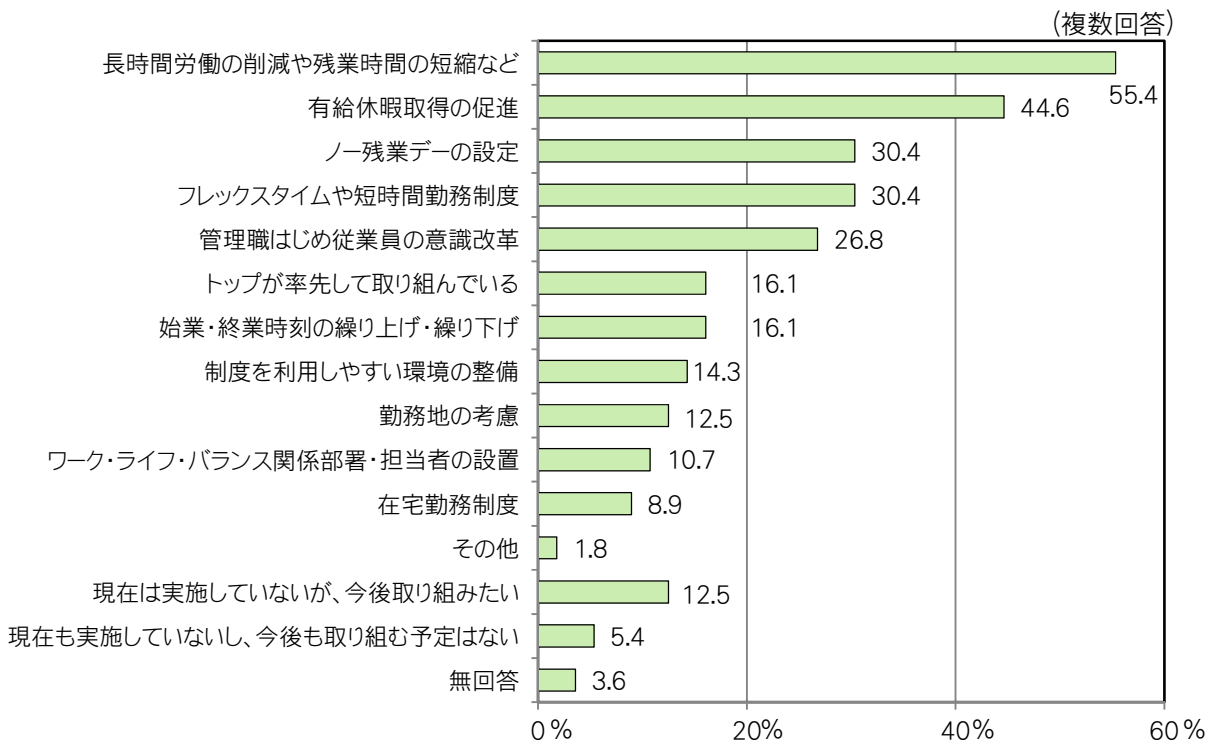


資料：東海市男女共同参画に関する意識調査〔事業所〕（平成26年度）

⑤ ワーク・ライフ・バランスの取り組み

ワーク・ライフ・バランスの取り組みとしては、長時間労働の削減や残業時間の短縮、有給休暇取得の促進などが多く見られます。現在は実施していないが今後取り組みたい事業所が約13%ある一方で、今後も取り組む予定はない事業所も約5%となっています。

図 2 1 ワーク・ライフ・バランスの取組状況



資料：東海市男女共同参画に関する意識調査〔事業所〕（平成 26 年度）

第2章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成18年3月に策定した「東海市男女共同参画プランⅡ」に基づき、「みんなの個性と能力が発揮できるまち とうかい」をテーマに、市民・事業者・市が協働して、男女共同参画の推進に取り組んできました。

これまでの成果として、男女共同参画の意識の改善や女性の社会進出などが進みつつあります。しかし、固定的性別役割分担の意識や、女性の退職理由に結婚や妊娠・出産・子育てが高い割合を占める状態が続いています。

また、少子・高齢化の進行、人口減少社会の到来、核家族世帯や単身世帯の増加など、家族や地域社会の変化や就労形態の多様化など、社会情勢も大きく変わりつつあります。

このような中、本市では、これまでの成果や、国・県の動向、平成26年度に実施した市民意識調査の結果などを踏まえ、社会情勢の変化や新しい課題に対応し、市民・地域・事業者・市が協働して男女共同参画の取り組みを推進するため、「個性を認め合い いきいきと活躍できるまち」をテーマに、「東海市男女共同参画プランⅢ」を策定します。

ポイント

「男女共同参画社会」ってどんな社会？

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」のことをいいます。

(男女共同参画社会基本法第2条第1号に定められているもの)

2. 計画の名称と位置付け

(1) 計画の名称とテーマ

「東海市男女共同参画プランⅢ」

テーマ

個性を認め合い いきいきと活躍できるまち

(2) 計画の位置付け

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、市町村男女共同参画計画です。
- 本計画は、「東海市男女共同参画推進条例」第9条に基づく、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- 本計画は、第6次東海市総合計画との整合性を図った計画です。
- 平成27年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条の第2項で、「市町村は、基本方針を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする」と定められています。本計画の一部は、この法律に基づく市町村推進計画（東海市女性活躍推進計画）としても位置付けます。
- 平成19年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項で、「市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と定められています。本計画の一部は、この法律に基づく市町村基本計画（東海市DV対策基本計画）としても位置付けます。

3. 計画の期間と対象

(1) 計画の期間

本計画は、平成28年度を初年度とし、平成37年度を最終年度とした10年間の計画です。平成32年度までを前期、平成33年度からを後期と位置付けます。

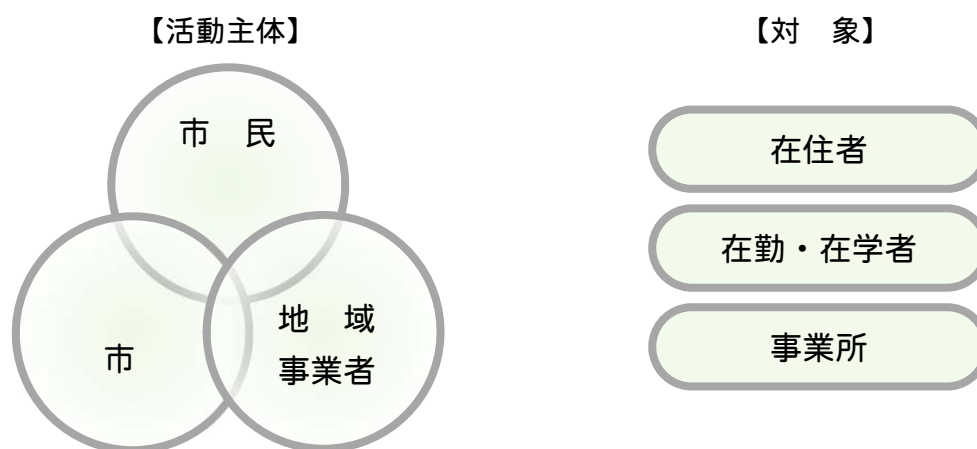
なお、国内外の動向や社会経済情勢の変化や計画の進み具合を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

(年度)	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
東海市男女共同 参画プランⅢ	→	前期					後期				
国	→	→	→	→	→	→					
愛知県	→	→	→	→	→	→					
東海市 第6次総合計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

(2) 計画の活動主体と対象

本計画は、市民、地域・事業者、市が協働して進めます。

また、本計画の対象は、本市の在住者と在勤・在学者及び市内の事業所です。



4. 計画の基本理念

「基本理念」は、計画の基本となる考え方を示すもので、計画を推進するすべての活動主体が共有するものです。

本計画では、これまでの「東海市男女共同参画プランⅡ」で掲げた3つの基本理念「平等」「参画」「快適」を継承し、さらなる男女共同参画の推進を目指します。

基本理念

基本理念が描くまちの姿

平等

平等になって
いるまち

個人の人権が尊重され、社会の制度や慣行の見直し及び意識改革などにより、家庭・地域・職場などにおいて、性別に基づく慣習やしきたりなどの理由で、差別されることがない平等なまちを目指します。

参画

参画することが
できるまち

政策や方針の決定過程への女性の参画推進、家事・子育て・介護などへの男性の参画推進などにより、だれもが自分の生き方を自分の意思で選択でき、家庭・地域・職場などあらゆる場に参画できるまちを目指します。

快適

快適に暮らすことが
できるまち

男女共同参画の理解を深め、暴力などによる人権侵害をなくすとともに、生涯を通じた健康を支援することなどにより、毎日を快適に生活できるまちを目指します。

5. 基本目標

基本目標1 だれもが多様な生き方・働き方を選択できている

だれもが自分の生き方を自分の意志で選択でき、働きやすい職場があり、働き続けられる環境が整備され、自分らしくいきいきと働いている。

基本目標2 だれもが互いに理解・尊重し合えている

だれもが互いの違いを理解し、尊重し合える意識が市民や社会に浸透している。

基本目標3 地域・職場などあらゆる場への参画ができている

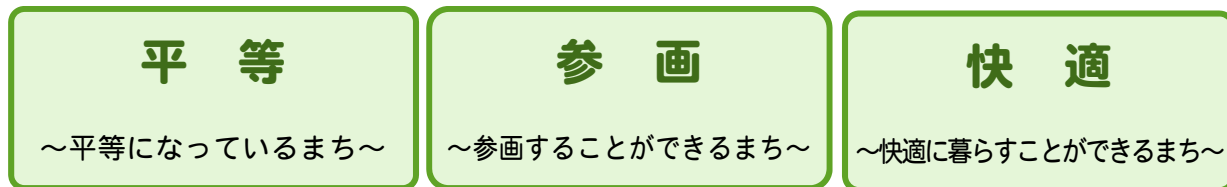
だれもが社会の様々な場面に積極的に参加し、個人として能力を発揮して活躍している。

基本目標4 だれもが安心して快適に暮らしている

だれもが自立でき、お互いに尊重しながら安心して暮らしている。

6. 施策体系

● 3つの基本理念



● 基本目標

1 だれもが多様な生き方・働き方を選択できている

2 だれもが互いに理解・尊重し合っている

3 地域・職場などあらゆる場への参画ができている

4 だれもが安心して快適に暮らしている

● 施策

1 男女ともに子育て・介護がしやすい環境の整備

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

3 男女共同参画意識の啓発・促進

4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

5 地域における男女共同参画の推進

6 男女間における暴力の根絶

7 生涯を通じた健康づくりの推進

8 自立した活動のための環境づくりの推進

第3章 基本目標と施策

基本目標
1

だれもが多様な生き方・働き方を選択できている

目指す姿

だれもが自分の生き方を自分の意志で選択でき、働きやすい職場があり、働き続けられる環境が整備され、自分らしくいきいきと働いている。

実現に向けた役割分担

市民の役割 ～自助～	地域・事業者の役割 ～共助～	市の役割 ～公助～
<ul style="list-style-type: none">・ 家事・育児・介護に協力し合う	<ul style="list-style-type: none">・ 様々な人に就業の機会を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に努める・ 職場において男女がともに働きやすい環境づくりに努める	<ul style="list-style-type: none">・ 子育て・介護がしやすい環境づくりに努める・ 事業所への啓発や取り組みを支援する・ 多様なニーズに対応できる制度や事業などの情報提供に努める



施策

1 男女ともに子育て・介護がしやすい環境の整備

多様な生き方・働き方に対応した保育サービスや子育て支援、介護支援の充実に努め、性別、就労の有無にかかわらず、男女ともに安心して子育て・介護がしやすい環境を整備します。

■主な推進内容

仕事と子育ての両立支援	多様な働き方を支援する保育サービスの実施に努めます。
主な事業	◇3歳未満児保育 ◇早朝・延長保育 ◇一時的保育 ◇病児・病後児保育 ◇放課後児童健全育成事業 など
子育て支援の充実	だれもが安心して子どもを産み育てることができるよう、多様な子育て支援の実施に努めます。
主な事業	◇子育て支援情報提供事業 ◇子育て支援センター事業 ◇ファミリーサポートセンター事業 ◇幼児一時預かり ◇新生児訪問事業 ◇2か月児教室 ◇子ども医療費の助成 ◇不妊治療費の助成 ◇妊産婦・乳児健康診査費等の助成 ◇育児休業中の子育て支援事業 など
介護支援の充実	だれもが自分らしく生きられるよう、また、社会参加ができるよう、介護サービスを充実するとともに、家族介護者への支援に努めます。
主な事業	◇認知症出前講座 ◇家族支援プログラム ◇認知症総合相談 ◇企業向け介護研修 など

■成果指標

指標名	現状値 (26年度)	めざそう値 (32年度)	めざそう値 (37年度)
多様な保育ニーズに対応できる場所があると思う人の割合	21.3%	25%	30%
子育て支援センター事業利用者数	78,915人	80,000人	85,000人
ひとり暮らし高齢者や要介護者などに対する福祉・介護サービスが充実していると感じている人の割合	29.1%	35%	40%
2年以内に結婚又は妊娠・出産・子育て、家族の介護や看護を理由に退職した女性の割合	35.0%	30%	25%

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

だれもが働きやすく、働き続けることができ、事業所の自主的な取り組みのための啓発や支援を行うとともに、女性も男性もともに家庭生活に主体的に参画できるワーク・ライフ・バランスを推進します。

また、特に、出産・育児・介護などで職業生活に影響を受けやすい女性が、家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ、職業生活と家庭生活の両立ができるよう取り組みを推進します。(東海市女性活躍推進計画)

■主な推進内容

働きやすい職場づくり	性別に関係なく働き続けることができる職場づくりを推進するため、事業所への情報提供や啓発などに努めます。
主な事業	◇事業所への情報提供 ◇事業所アンケート ◇ファミリー・フレンドリー企業 ^{*14} 登録制度の啓発 ◇事業所との情報交換会 など
男性の家庭生活への参画促進	男性が主体的に家事・育児・介護に参画できるよう、各種講座などの開催や啓発に努めます。
主な事業	◇両親学級 ◇妊娠期家庭教育講座 ◇パパ広場 ◇子育てサロンー父親と子のふれあい体験ー など
多様な生き方・働き方の支援	性別などに関係なく、働く意欲のある人がいつでも働けるよう、就職、就労継続のための支援に努めます。
主な事業	◇女性の再就職応援講座 ◇家族経営協定の啓発(農業者) ◇女性の活躍支援講座 など

■成果指標

指標名	現状値 (26年度)	めざそう値 (32年度)	めざそう値 (37年度)
家事について、家族で協力している人の割合	60.4%	65%	70%
法を上回る基準の介護休業制度を規定している事業所の割合	21.1%	25%	29%
仕事、家庭生活、個人の活動について調和がとれていると思う人の割合	65.2%	70%	75%

目指す姿

だれもが互いの違いを理解し、尊重し合える意識が市民や社会に浸透している。

実現に向けた役割分担

市民の役割 ～自助～	地域・事業者の役割 ～共助～	市の役割 ～公助～
<ul style="list-style-type: none"> 積極的に男女共同参画などの事業に参加することにより、男女共同参画に関する理解を深める 家庭内での役割分担などについて、家族で話し合い、見直す 子どもに性別にとらわれない選択ができるよう、様々な体験をさせる 	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に男女共同参画などの事業を展開する 積極的に男女共同参画などの事業への参加・参画に努める 男女共同参画の視点で慣習やしきたりを見直す 事業主・管理職や役員などの男女共同参画に関する理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> 広報・各種講座などを通じ、男女共同参画に関する情報を提供する 男女共同参画に関する学習の機会を提供する



男女共同参画推進フォーラム



赤ちゃんふれあい体験事業

3 男女共同参画意識の啓発・促進

あらゆる人が固定的性別役割分担意識を見直し、家庭・地域・職場などあらゆる場において男女が互いに性差の違いを認識し、尊重し合い、男女共同参画意識を深めていけるよう、啓発・促進します。

■主な推進内容

市民への普及・啓発	市民の男女共同参画意識を高めるため、情報提供や啓発を行います。また、他の機関や団体が実施する事業の支援に努めます。
主な事業	◇市民への情報提供 ◇男女共同参画推進フォーラム ◇国、県、他市町村、各種団体の事業の情報提供 など
学習機会の提供	様々な年齢や性別、立場や価値観に応じた男女共同参画に関する学習機会の提供に努めます。
主な事業	◇両親学級 ◇妊娠期家庭教育講座 ◇家庭教育講演会等開催事業 ◇家庭教育講座 ◇男女共同参画啓発講座 ◇育児講座 など
子どもへの理解促進	子どものころから男女共同参画の理解を深め、固定的性別役割分担意識にとらわれずに成長できるよう、学習機会の提供や啓発に努めます。
主な事業	◇赤ちゃんふれあい体験事業 ◇育児体験 ◇男女共修の実施 など

■成果指標

指標名	現状値 (26年度)	めざそう値 (32年度)	めざそう値 (37年度)
ジェンダーの意味を知っている人の割合	16.5%	20%	30%
男は外で働き、女は家庭を守るべきという考え方に反対する人の割合	32.8%	37%	40%
将来結婚したら家事について夫婦で協力しようと思う中学生の割合	71.4%	75%	80%

目指す姿

だれもが社会の様々な場面に積極的に参加し、個人として能力を発揮して活躍している。

実現に向けた役割分担

市民の役割 ～自助～	地域・事業者の役割 ～共助～	市の役割 ～公助～
<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりや地域づくりに関心を持ち、地域活動に積極的に参加する ・ 審議会などの委員に積極的に応募する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女関係なく、管理職や役員などに登用し、女性が活躍できる機会を設ける ・ 女性のリーダーを育成する ・ 積極的に男女共同参画に関する事業を展開する ・ ロールモデルを示し管理職への意識を高める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会などの委員に率先して女性を登用する ・ 事業所や地域活動において女性が活躍できるよう講座を開いたり、事業所への啓発を行う



4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

市が設置する審議会などの委員や市職員の管理職などに積極的に女性を登用するとともに、事業所の管理職などの女性登用のための支援を行い、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。また、女性が不利益を被っている場合、一定の範囲で特別の機会を提供することなどによって社会における女性の参画拡大を目指すポジティブ・アクション^{※15}の推進についても検討します。（東海市女性活躍推進計画）

■主な推進内容

政策決定過程への女性参画	市が率先して審議会などへの女性委員の登用に努めます。また、市の職員の性別にこだわらない能力開発と人材育成に努めるとともに、管理職への女性職員の登用に努めます。
主な事業	◇審議会などへの女性委員の登用推進 ◇市職員の管理職への女性の登用推進 など
方針決定過程への女性参画	事業所・市民団体などで女性がいきいきと活躍できるように、男女共同参画に関する情報提供や、講座・情報交換会などによる啓発に努めます。
主な事業	◇女性の活躍支援講座 ◇事業所への情報提供 ◇ファミリー・フレンドリー企業の登録制度の啓発 ◇事業所との情報交換会 ◇市民団体への情報提供 など

■成果指標

指標名	現状値 (26年度)	めざそう値 (32年度)	めざそう値 (37年度)
審議会・委員会などの女性委員の登用率	34.2%	37.5%	40%
市の管理職に占める女性職員の割合	20.3%	25%	30%
女性の管理職がいる事業所の割合	16.9%	20%	25%

5 地域における男女共同参画の推進

だれもが気軽に地域活動に参加しやすいよう、コミュニティや町内会、市民団体などの地域活動における男女共同参画の取り組みを支援するとともに、地域の活動拠点づくりを行うなど、地域における男女共同参画を推進します。

■主な推進内容

地域活動への参画の推進	地域における男女共同参画の取り組みを支援するとともに、だれもが気軽に地域活動に参加しやすいよう情報提供や啓発などに努めます。また、性別問わず地域活動に参画する人材やリーダーの育成に努めます。		
主な事業	◇地域まちづくりリーダー育成講座、研修の実施 ◇市民活動相談 ◇地域支えあい体制づくり事業 ◇防災リーダーの育成 ◇女性消防団員の育成・支援 など		
地域における活動・交流の拠点づくり	だれもが地域活動に参加しやすいよう、地域における活動拠点づくりに努めます。		
主な事業	◇市民館・公民館の運営 ◇地域まちづくり支援事業 ◇市民活動センターの運営 など		

■成果指標

指標名	現状値 (26年度)	めざそう値 (32年度)	めざそう値 (37年度)
コミュニティや町内会などの地域行事や活動又は市民活動に参加している人の割合	43.9%	47%	50%
町内会・自治会の正副会長の女性の割合	9.2%	12%	15%

目指す姿

だれもが自立でき、お互いに尊重しながら安心して暮らしている。

実現に向けた役割分担

市民の役割 ～自助～	地域・事業者の役割 ～共助～	市の役割 ～公助～
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権を侵害する行為に対する認識を深め、何かあったときは相談や通報をする ・ 家族や地域などで話し合う機会を持つ ・ 性別による違いを互いに認め合う ・ 自分や家族の健康の保持に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談できる体制の整備に努める ・ 職場内でのセクシュアル・ハラスメント^{※16}の防止に努める ・ だれもが安心して暮らせるよう地域で見守りを行う ・ 地域や職場において健康意識を高めるよう努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種講座の開催や情報提供など、啓発に努める ・ 相談できる体制の整備と周知に努める ・ 他の関係機関との連携を深める ・ 各種健康診査やがん検診、予防接種などを実施する ・ 性差に応じた健康づくり支援や情報提供などを行う

施 策

6 男女間における暴力の根絶

DV（ドメスティック・バイオレンス）など男女間における暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの人権を侵害する行為について、広報・啓発及び相談事業の充実に努め、男女間における暴力の根絶を目指します。（東海市DV対策基本計画）

■主な推進内容

啓発活動の推進	DV（ドメスティック・バイオレンス）などの人権を侵害する行為を根絶するため、情報提供などによる広報・啓発活動に努めます。		
主な事業	◇広報・啓発活動の推進 ◇犯罪被害者支援窓口の情報提供		
相談体制の整備	人権を侵害する行為の被害者を救済するため、相談体制を整備するとともに、関係者の情報共有に努めます。		
主な事業	◇女性のための悩みごと相談 ◇家庭児童相談 ◇フェミニストカウンセラー、家庭児童相談室などの連携 など		

■成果指標

指標名	現状値 (26年度)	めざそう値 (32年度)	めざそう値 (37年度)
DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談窓口を知っている人の割合	28.0%	35%	40%

7 生涯を通じた健康づくりの推進

男女が性別による違いを互いに理解して認め合い、ライフステージに応じて自らの健康を守ることができるような支援を行い、生涯を通じた健康づくりを推進します。

■主な推進内容

性差に応じた健康支援	生涯を通じて男女の性別に応じた健康の保持・増進ができるよう、健康に関する情報提供や、各種健診や相談、予防接種の実施に努めます。
主な事業	◇運動・食生活応援メニューの情報提供 ◇健康診断・相談・指導の実施 ◇予防接種の実施 など
妊娠・出産に関する健康支援	女性が安心して子どもを産むことができるよう、各種医療費の助成などの支援に努めます。
主な事業	◇妊産婦・乳児健康診査費等の助成 ◇不妊治療費の助成 など

■成果指標

指標名	現状値 (26年度)	めざそう値 (32年度)	めざそう値 (37年度)
年に1回は健康診断を受けている人の割合（女性）（健康診断：がん検診のみの場合を除く）	73.4%	80%	83%

8 自立した活動のための環境づくりの推進

ひとり親家庭など、生活に困難を抱える人々が、自立し安心して暮らしていけるよう、性別や個人の状況に応じた支援を行い、自立した活動のための環境づくりを推進します。

■主な推進内容

自立のための就業等支援	相談事業や情報提供、講座の開催など、世帯の状況に応じて、自立のための必要な支援に努めます。
主な事業	◇児童扶養手当 ◇母子家庭等自立支援事業 ◇女性のための悩みごと相談 ◇女性の再就職応援講座 など

■成果指標

指標名	現状値 (26年度)	めざそう値 (32年度)	めざそう値 (37年度)
ひとり親家庭等への就業相談件数	30件	35件	45件



第4章 計画の推進

男女共同参画に関する施策は、市政全般にわたる重要な取り組みであることから、県や国、近隣自治体などの関係機関や、市民・地域・事業者などと連携を図りながら、庁内の関係課間の連携を強化し男女共同参画の実現に取り組んでいきます。

推進体制の強化

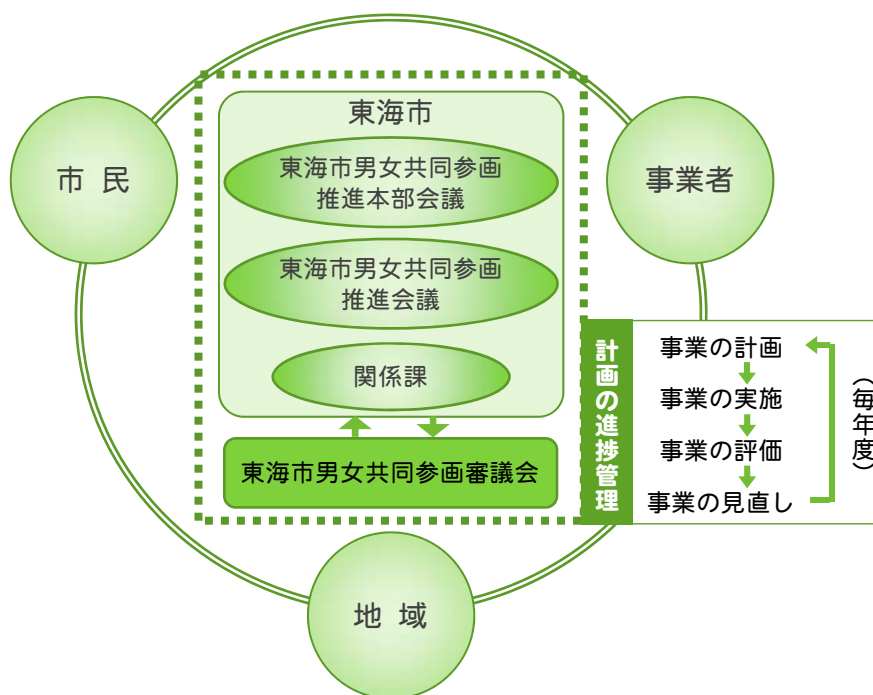
市における推進体制である「東海市男女共同参画推進本部会議」及び「東海市男女共同参画推進会議」を中心に、関係課、地域や事業者などとの連携を図りながら、男女共同参画の施策の総合的かつ計画的な推進に努めます。

また、市職員の男女共同参画に関する理解を深め、意識を高めるために、職員や教職員の研修などの充実に努めます。

計画の進捗管理

男女共同参画を適切かつ計画的に推進するため、市民や事業者などの意見を把握するとともに、「東海市男女共同参画審議会」において、事業の評価と見直しを継続的に行うなど、計画の進捗管理に努めます。

協働による推進体制



參考資料

資料 1 成果指標の算出方法

指標		算出方法	現状値	めざそう値	
			26年度	32年度	37年度
基本目標 1 だれもが多様な生き方・働き方を選択できている					
1	多様な保育ニーズに対応できる場所があると思う人の割合	市民アンケート「子育てがしやすいまちである」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」かつ、理由として「多様な保育ニーズに対応できる場所がある」と回答した人の数／アンケート回答総数×100	21.3%	25	30
2	子育て支援センター事業利用者数	子育て総合支援センター事業、北部子育て支援センター事業及び南部子育て支援センター事業の年間延べ利用者数	78,915人	80,000	85,000
3	ひとり暮らし高齢者や要介護者などに対する福祉・介護サービスが充実していると感じている人の割合	市民アンケート「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」かつ、項目として「ひとり暮らし高齢者や要介護者などに対する福祉・介護サービスが充実している」と回答した人の数／アンケート回答総数×100	29.1%	35	40
4	2年以内に結婚又は妊娠・出産・子育て、家族の介護や看護を理由に退職した女性の割合	市民アンケートで、2年以内に退職しており、退職理由が「結婚」又は「妊娠・出産・子育て」、「家族の介護や看護」と回答した人（自己都合で退職した女性）の数／アンケート回答総数（自己都合で退職した女性）×100	35.0%	30	25
5	家事について、家族で協力し合っている人の割合	市民アンケートで「はい」と回答した人の割合／アンケート回答総数×100	60.4%	65	70
6	法を上回る基準の介護休業制度を規定している事業所の割合	事業所アンケートで「規定している」と回答した事業所の数／アンケート回答総数×100	21.1%	25	29
7	仕事、家庭生活、個人の活動について調和がとれていると思う人の割合	市民アンケートで「調和がとれている」「どちらかといえばとれている」と回答した人の数／アンケート回答総数×100	65.2%	70	75
基本目標 2 だれもが互いに理解・尊重し合えている					
8	ジェンダーの意味を知っている人の割合	市民アンケートで「知っている」と回答した人の数／アンケート回答総数×100	16.5%	20	30
9	男は外で働き、女は家庭を守るべきという考え方に反対する人の割合	市民アンケートで「どちらかといえば反対」「反対」と回答した人の数／アンケート回答総数×100	32.8%	37	40
10	将来結婚したら家事について夫婦で協力しようと思う中学生の割合	児童生徒アンケートで「思う」と回答した児童生徒（中学2年生）の数／アンケート回答総数（中学2年生）×100	71.4%	75	80

指標	算出方法	現状値	めざそう値		
		26年度	32年度	37年度	
基本目標3 地域・職場などあらゆる場への参画ができています					
11	審議会・委員会などの女性委員の登用率	審議会などの女性委員数／審議会などの総委員数×100	34.2%	37.5	40
12	市の管理職に占める女性職員の割合	市一般行政職における女性の管理職員数（主幹級以上）／総管理職員数×100	20.3%	25	30
13	女性の管理職がいる事業所の割合	事業所アンケートで女性の管理職（課長職相当以上）がいると回答した事業所の数／アンケート回答総数×100	16.9%	20	25
14	コミュニティや町内会などの地域行事や活動又は市民活動に参加している人の割合	市民アンケートで「はい」と回答した人の数／アンケート回答総数×100	43.9%	47	50
15	町内会・自治会の正副会長の女性の割合	町内会・自治会の正・副会長の女性の数／正・副会長の総数×100	9.2%	12	15
基本目標4 だれもが安心して快適に暮らしています					
16	DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談窓口を知っている人の割合	市民アンケートで「はい」と回答した人の数／アンケート回答総数×100	28.0%	35	40
17	年に1回は健康診断を受けている人の割合（女性）（健康診断：がん検診のみの場合を除く）	市民アンケートで「はい」と回答した女性の数／アンケート回答総数（女性）×100	73.4%	80	83
18	ひとり親家庭等への就業相談件数	母子・父子自立支援員が一年間で受けた相談のうち就労に関する相談件数	30件	35	45

資料2 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
改正 平成11年7月16日法律第102号
同 11年12月22日同 第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）略

（2）附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

（1）から（10）まで 略

（11）男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

資料3 東海市男女共同参画推進条例

平成16年9月29日 条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動（以下「家庭生活における活動」という。）について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、市民及び事業者と連携して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

3 何人も、男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に広く表示する情報において、その情報が社会に及ぼす影響にかんがみ、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力を正当化し、及び助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないように配慮するよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、東海市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう努めなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければならない。

(理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるため、広報活動に努めるとともに、男女共同参画に関する教育が促進されるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(積極的改善措置)

第12条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第13条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する広報活動及び調査の実施について協力を求めることができる。

3 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に関し報告を求め、及び適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(市民及び事業者の活動に対する支援)

第14条 市は、市民及び事業者が実施する男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、当該活動を支援するための拠点の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(家庭生活における活動と家庭生活における活動以外の活動との両立支援)

第15条 市は、男女が共に、家庭生活における活動と家庭生活における活動以外の活動との両立ができるよう、情報の提供、相談その他の必要な支援の実施に努めなければならない。

(実施状況の公表)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(施策に対する意見及び人権侵害の申出等)

第17条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を市長に申し出ることができる。

2 市民は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、市長にその旨を申し出ることができる。

3 市長は、前2項の規定による申出があったときは、東海市男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めなければならない。

(東海市男女共同参画審議会)

- 第18条 市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、東海市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び前条第3項の規定により報告のあった事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員12人以内で組織する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 男女共同参画の推進に関し知識及び理解のある者
- (3) 市内に住所を有する者
- 6 市長は、前項の規定により市内に住所を有する者のうちから委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例（平成16年東海市条例第11号）の定めるところにより、当該委員の公募を実施するものとする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 第3項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。ただし、第18条第6項の規定は、公布の日から施行する。

資料4 東海市男女共同参画審議会

○東海市男女共同参画審議会規則

平成16年10月21日規則第30号

改正 平成18年3月31日規則第16号

平成26年3月28日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市男女共同参画推進条例（平成16年東海市条例第25号）第18条第9項の規定に基づき、東海市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、市民福祉部女性・子ども課において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第16号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第5号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

東海市男女共同参画審議委員

() は旧委員

区 分	役職名	氏 名	備 考
学識経験を有する者	会 長	末盛 慶	日本福祉大学社会福祉学部 准教授
	会長職務 代理者	大谷 京子	日本福祉大学社会福祉学部 准教授
男女共同参画の 推進に関し知識 及び理解のある者	委 員	川上 イサ子	商工業者団体の代表 ＜商工会議所 女性会＞
		大久保 誠人	事業者代表 ＜東海ロータリークラブ 奉仕 プロジェクト委員長＞
		(小島 博也)	(前事業者代表)
		竹畑 安広	勤労者団体の代表 ＜連合愛知知多地域協議会 事務局長＞
		植松 由紀恵	勤労者団体の代表 ＜連合愛知知多地域協議会＞
		近藤 功	農業者団体の代表 ＜あいち知多農業協同組合 東海地域担当理事＞
		齋藤 稔	小中学校長の代表 ＜明倫小学校校長＞
		片桐 眞砂子	男女共同参画団体の代表 ＜地域開発みちの会＞
		加藤 龍子	男女共同参画団体の代表 ＜男女共同参画ネットワーク T O K A I＞
市内に住所を 有する者		竹内 かず子	公募
		森岡 由美	公募

東海市男女共同参画諮問書

女 第 1 3 4 号

平成26年11月14日

東海市男女共同参画審議会
会長 末 盛 慶 様

東海市長 鈴木 淳 雄

東海市男女共同参画プランⅢについて（諮問）

東海市男女共同参画推進条例第9条第2項の規程に基づき、東海市男女共同参画プランⅢの策定について、貴審議会の意見を求めます。

東海市男女共同参画答申書

平成27年10月14日

東海市長 鈴木淳雄様

東海市男女共同参画審議会
会長 末盛慶

東海市男女共同参画プランⅢについて（答申）

平成26年11月14日付け女第134号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

少子高齢化の進行による家族・地域社会の変化など、社会情勢が大きく変動する中で、国では、女性の活躍推進を成長戦略の中核として掲げ、企業をはじめさまざまな場への女性の参画拡大のための取り組みが積極的に進められています。

東海市においても、これまで「東海市男女共同参画プランⅡ」に基づき進められた、男女共同参画社会の実現をめざした取り組みを踏まえ、より一層の女性の参画の推進や性別による固定的役割分担意識の解消などが求められています。

また、近年の状況として、高齢者人口の増加による単身世帯や、離婚によるひとり親世帯の増加傾向があり、困難を抱えやすい人々に対する支援など、幅広い男女共同参画の取り組みが必要であると考えます。

本審議会では、平成26年11月に東海市長より諮問を受け、今後の東海市の男女共同参画のあり方について審議を重ねてきました。

諮問された男女共同参画プランⅢ（素案）は、「個性を認め合い いきいきと活躍できるまち」をテーマとして設定し、性別にかかわらずだれもが平等であり、家庭・地域・職場などあらゆる場に自らの意志で参画でき、快適に生活できるまちをめざすものであり、計画の方向性として適切なものであると考えます。

なお、計画の推進にあたっては、本審議会で出された意見を十分に考慮し、市民・事業者・市が協働して男女共同参画推進のため、積極的に取り組んでいただくよう要望するものです。

全体に関わること

- 1 東海市において男女共同参画の推進状況は、引き続き、精力的に取り組む段階であると考えられるため、今後も重要課題として位置づけ、施策の中でも示していただきたい。

基本目標 1 だれもが多様な生き方、働き方を選択できている

- 1 高齢社会の進展により求められる介護支援の充実を図り、介護離職の抑制につなげ、男女ともに働き続けられるよう男女共同参画の考え方を持って取り組みを進められたい。
- 2 「家庭生活と職業生活の両立推進」は、今後も男女に関わらず、重要な推進項目であることを認識して、進められたい。
- 3 女性及び男性の活躍推進のためには、保育施設や介護施設の増設とともに、保育士や介護士の量的および質的な充実にも努められたい。

基本目標 2 だれもが互いに理解・尊重し合っている

- 1 さらなる男女共同参画推進のため、学校・地域・職場などさまざまな場において、学習機会を設け、意識啓発に努められたい。
- 2 結婚前の若い世代から、赤ちゃんとふれあうことは、育児協力の認識が深まり役割分担意識の解消に繋がると考えられるので、積極的に取り組んでいただきたい。
- 3 今後もさらなる「男女共同参画を推進する学校教育」が進められるよう、ジェンダーなどに関する教育や研修の充実にも努めていただきたい。
- 4 事業所において男女共同参画の理解がより深められるよう、特に単独で取り組むことが難しい中小企業に対し、研修などの機会を設け、事業主・管理職などの意識改革に努められたい。
- 5 同定的性別役割分担意識は、年代や家庭などによって考え方に差があることから、引き続き、啓発に努められたい。
- 6 セクシュアルマイノリティなど性の多様性が顕在化している中で、そうした方に配慮した啓発・理解促進などに努めていただきたい。

基本目標 3 地域・職場などあらゆる場への参画ができている

- 1 町内会や自治会などの地域において、年代、性別などに関わらない活動が行われるよう、一層の意識啓発に努められたい。
- 2 男女ともに働きながら地域活動に参画しやすい仕組みづくりに努められたい。
- 3 成果指標の数値目標を活用し、実効性のあるポジティブ・アクションが実施されるよう努められたい。

基本目標 4 だれもが安心して快適に暮らしている

- 1 生活上の困難に陥りやすいひとり親家庭や女性のひとり暮らし高齢者が自立し、安心して生活できるよう必要な支援に努められたい。
- 2 男女間の暴力について、交際している男女間の「デートDV」も問題となっていることから、中高生など若い世代からの意識啓発に努められたい。
- 3 特に子育て期の女性は男性に比べて健康診断の受診率が低いことから、情報提供・啓発の促進や受診方法の工夫などにより受診率の向上に努められたい。

資料5 東海市男女共同参画推進本部・推進会議

○東海市男女共同参画推進本部設置規程

平成17年8月22日訓令第10号

改正 平成18年3月31日訓令第6号

平成19年3月2日訓令第4号

平成21年3月20日訓令第7号

平成21年9月30日訓令第32号

平成21年11月27日訓令第51号

平成26年3月28日訓令第8号

(設置)

第1条 市における男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東海市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定及び実施に関すること。
- (2) その他男女共同参画の推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市民福祉部の事務を担当する副市長を、副本部長は市民福祉部長をもって充てる。

3 本部員は、教育長の職にある者及び市長が本部員を命じた者とする。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要と認めるときに招集し、副本部長が議長となる。

2 本部長は必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部の会議に出席させることができる。

(男女共同参画推進会議)

第6条 本部の事務を補助させるため、男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、24人以内の委員をもって組織し、委員は本部長の指名する者をもって充てる。

-
- 3 推進会議に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。
 - 4 委員長は、推進会議の事務を総理する。
 - 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
 - 6 推進会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(部会)

第7条 委員長は、推進会議の事務のうち、個別事項について専門的に検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を部会の会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 本部及び推進会議の庶務は、市民福祉部女性・子ども課において処理する。

- 2 部会の庶務は、委員長の指定する課等において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が、推進会議及び部会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年8月22日から施行する。

附 則 (平成18年訓令第6号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第7号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第32号)

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第51号)

この訓令は、平成21年11月27日から施行する。

附 則 (平成26年訓令第8号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

資料 6 東海市男女共同参画基本計画の策定経過

平成26年		
5月		<p>○男女共同参画推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長、部会長選出、部会編成 ・男女共同参画基本計画策定スケジュールの確認 ・男女共同参画意識調査の項目の確認
7月		
8月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 市民・事業所意識調査 </div>	<p>○男女共同参画推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業所意識調査の結果報告 ・課題の検討 <p>◎男女共同参画推進本部会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業所意識調査の結果報告
10月		<p>○男女共同参画推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プランⅢ骨格案について各部会での検討結果の確認 <p>◎男女共同参画推進本部会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プランⅢ骨格案の協議
11月	<p>●男女共同参画審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・プランⅢ諮問 ・プランⅢの骨格案について ・市民・事業所意識調査の結果報告 	
12月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> パブリックコメント (基本計画素案) </div>	
1月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 市民・事業所・児童生徒 アンケート </div>	
2月		
3月	<p>●男女共同参画審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プランⅢ素案の審議 	

平成27年		
5月		○男女共同参画推進会議 ・プランⅢ基本目標の協議
6月	●男女共同参画審議会 ・プランⅢ素案の審議 ・プランⅢ答申案の審議	
7月	●男女共同参画審議会 ・プランⅢ素案の審議 ・プランⅢ答申案の審議	○男女共同参画推進会議 ・プランⅢ素案の協議
8月		◎男女共同参画推進本部会議 ・プランⅢ素案の協議
9月		○男女共同参画推進会議 ・プランⅢ素案の協議
10月	●男女共同参画審議会 ・プランⅢ答申案の確認 ・プランⅢ答申 ・指標の審議	
平成28年		
2月	●男女共同参画審議会 ・プランⅢの最終報告	

資料 7 女性活躍推進法

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

平成 27 年法律第 64 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

(基本方針)

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

-
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

-
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
- （一般事業主に対する国の援助）
- 第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。
- 第3節 特定事業主行動計画
- 第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- （1）計画期間
- （2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- （3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。第30条次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第4項の規定に違反した者

(2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項の規定に違反した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)の一部を次のように改正する。

別表第1第20号の25の次に次の1号を加える。

20の26 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法(平成11年法律第89号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第5条第1項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

理由 女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

資料8 DV防止法

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

平成13年法律第31号

最終改正 平成26年法律第28号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

(5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者

に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の周辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の周辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配

偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった

者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成16年法律第64号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこ

の法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成25年法律第72号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

資料9 用語説明

番号	用語	説明
※1	ジェンダー	社会的・文化的に形成された性別の概念のことで、「女(男)とはこういうものだ」という通念を基礎にした男女の区別のこと。染色体や遺伝子、解剖学上の特徴による生物学的な性(セックス)と区別している。
※2	エンパワーメント	人が個人として、そして／あるいは社会集団として意思決定過程に参画し、自律的な力をつけること。
※3	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。
※4	男女雇用機会均等法 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の略称	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保のために、募集や採用、昇進、労働条件等についての差別の禁止、ポジティブ・アクションの推進、セクシュアル・ハラスメントの防止策などを定めた法律。
※5	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するために、5本の柱(男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調)を掲げ、行政と国民それぞれが果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めた法律。
※6	DV防止法 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の略称	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。
※7	アクション・プラン	ある目的を遂げるための戦略、基本方針、及び実施する具体的な行動内容を示した実行計画。
※8	女性活躍推進法 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の略称	女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とした法律。国・地方公共団体、301人以上の大企業は、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、自社の女性の活躍に関する情報の公表を行う必要がある。

番号	用語	説明
※9	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため。
※10	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に産む平均子ども数。
※11	固定的性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。
※12	ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
※13	ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者からの身体的・心理的暴力のこと。例えば、殴られるなどの身体的暴力、性的行為の強要、ののしられるなどの精神的暴力など。配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、離婚しても引き続き受ける身体に対する暴力等も含まれる。
※14	ファミリー・フレンドリー企業	仕事と育児・介護・地域活動など仕事以外の生活を両立することができる制度と職場環境を持ち、ライフステージに応じた多様で柔軟な働き方を選択できるような取組を行う企業。愛知県で「愛知ファミリー・フレンドリー企業」として登録を行っている。
※15	ポジティブ・アクション	積極的改善措置。様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。
※16	セクシュアル・ハラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のこと。それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。

内閣府ホームページ・厚生労働省ホームページ等より抜粋・編集

東海市男女共同参画基本計画

東海市男女共同参画プランⅢ

平成28年3月

発行者 東海市

編集 東海市 市民福祉部 女性・子ども課
〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地
電話 052-603-2211
0562-33-1111



個性を認め合い いきいきと活躍できるまち

